

大正

大正元年 大正15年 1912年～1926年

大正7(1918)年5月、臨時国勢調査局と国勢調査評議会が設置されました。また、9(1920)年には国勢院が新設されて内閣統計局はその第一部となり、第1回国勢調査に向けての準備が進められて、同年10月1日現在により国勢調査が実施されました。

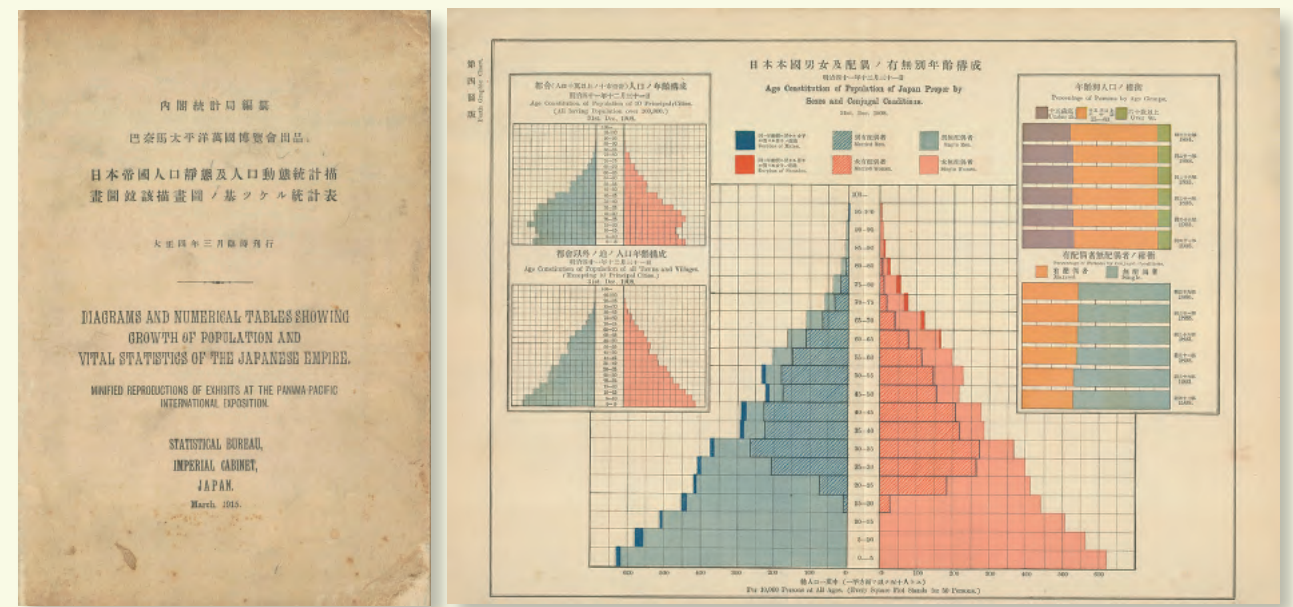
これは、我が国統計調査史上特筆すべき大事業であり、当時の事務経過報告書には、「……地方によりては或は国旗を掲げ、或はイルミネーション満船飾を施し、或は旗行列提灯行列を行ひ、或は花電車花自動車を運転し、或は飛行機を飛ばし気球を揚げ、或は号砲を放ち梵鐘を打ち、或は汽笛を鳴らし煙火を打ち揚ぐる等の手段に依り各自相警めて移動を慎み旅行を控えて調査の完全正確ならむことを期し、……各国勢調査員の熱誠は非常なるものにして日夜奔走尽力し、或は自費を投じて宣伝印刷物絵葉書手拭団扇の類を区内各世帯に配布し……国民の自覚と相待て地方実査を予期以上に完全ならしめたるの事実は正に本事業に対する国民の能力熱誠共に欧米諸国に比し毫も遜色なきことを証明するものなりと謂うへし。」と記載されています。

ちなみに令和2(2020)年の国勢調査は、第1回から数えてちょうど100年目の調査でした。

一方、我が国産業の近代化に伴って労働問題や社会問題が深刻化し、その対策立案のための基礎資料が必要とされて、失業統計調査、労働統計実地調査、賃金毎月調査、家計調査など各種の経済統計調査が一齐に行われ始めました。



大正元年～大正8年



● 大正4年2月、アメリカのサンフランシスコにおいて開催された「巴奈馬太平洋万国博覧会」に出品するため、内閣統計局が編纂した「日本帝国人口静態及人口動態統計描画図並該描画図の基づける統計表」(大正4年3月臨時刊行)に掲載されたもの



国勢調査の調査日はなぜ10月1日か？

国勢調査は、大正9（1920）年の第1回調査から一貫して10月1日午前零時現在で行われてきましたが、なぜ10月1日なのでしょう。第1回調査の報告書には、その理由が次のように（現代文に修正しました。）記されています。

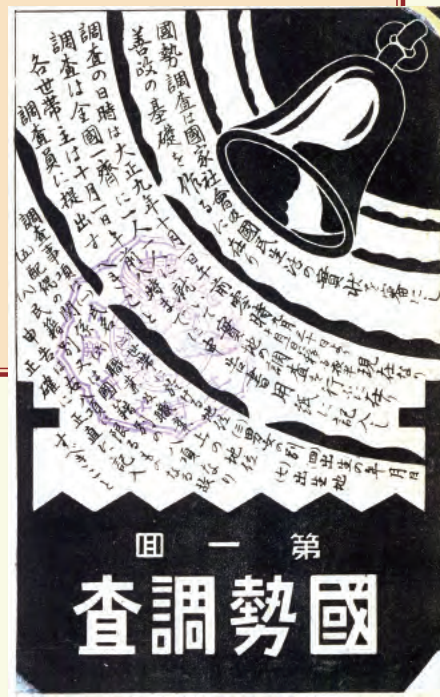
「まず、年末、年始は、これまで行ってきた本籍人口又は現住人口の調査時期であるからそれらと比較する上で都合がよく、また、年齢計算も容易で好都合ではあるが、この時期は諸取引の決算、年賀の風習等があり、しかも一般に冬期は山陰、北陸、東山、東北、北海道にわたって積雪が深く、実査の時期としては不適當である。次に夏期は炎熱が激しく、この時期もまた不適當である。したがって、春又は秋に調査期日を求めざるを得ないが、春は旅行、遊山するものが多く、人口分布の常態を失っている。したがって、比較的人口の分布が常態にあり、人々の職業的活動が盛んであり、かつ全人口の大半を占める農業従事者にとっては、必ずしも農業期ではない、1年の4分の3を経過した10月1日をもって、最も適當な調査の期日としたものである。」

こうした理由に加えて、10月1日は、4月から始まる会計年度の中央日であることから、その調査結果は年度の中央値として、行政上の利用に便利であるということも理由としてあったようです。

今では国勢調査が10月1日に行われることが当たり前になっていますが、これも先人が、南北に細長い日本列島の気候風土、風俗習慣、人々の経済活動などを様々に考慮しながら苦労して決めたものなのです。



● 大正9年国勢調査統計図 府県の人密度



● 国勢調査告知はがき

1920年5月
統計局と軍需局とを統合し、内閣に国勢院を設置、統計局はその第一部となる

1920年10月
・第1回国勢調査を実施
・内閣に中央統計委員会を設置

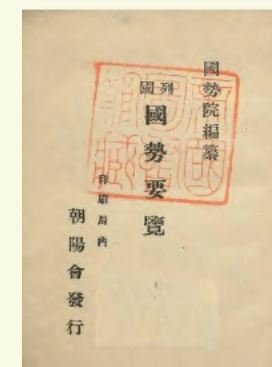
1920年12月
国勢調査に用いる職業分類を制定

1920
大正9年

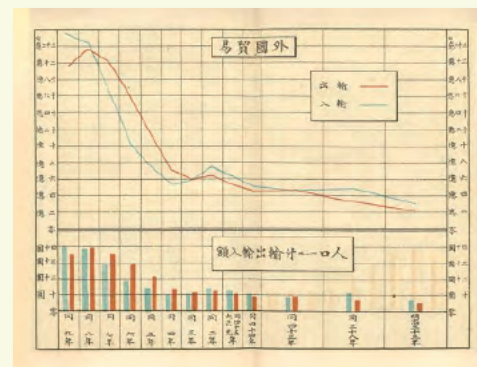
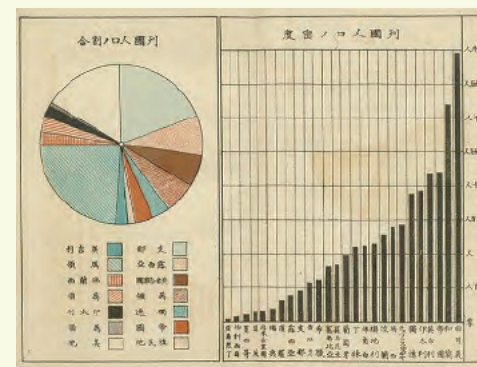
1920年1月
● 国際連盟発足



国勢院庁舎正門



● 大正10年列国国勢要覧



1921年2月
統計職員養成所を開設

1921年4月
臨時国勢調査局廃止、その事務及び職員は国勢院第一部に引き継がれる

1921年5月
「列国国勢要覧」を創刊

1921年11月
「統計時報」を創刊

1921年12月
大正2年及び8年末の我が国の国富を推計し「戦前戦後に於ける国富統計」として刊行

1922年4月
・「国勢調査ニ関スル法律」改正（中間5年に当たる年に簡易な調査を行う）
・労働統計実地調査等を行うための根拠法規「統計資料実地調査ニ関スル法律」公布

1922年10月
大正11年（10月1日現在）推計人口を公表

1922年11月
・国勢院廃止、その第一部は統計局（内閣の外局）となる
・計画中の労働統計実地調査、内務省社会局に移管される

1923年5月
「労働統計実地調査令」公布（大正12年10月10日を第1回とし、3年ごとに実施）

1923年7月
内務省、職工賃銀毎月調査、鉱夫賃銀毎月調査を開始

1921
大正10年

1922
大正11年

1923
大正12年

1923年9月
● 関東大震災

1924
大正13年

1925
大正14年

1925年4月
● 治安維持法公布
1925年5月
● 普通選挙法公布

1926
大正15年
（昭和元年）

1924年6月
「抽出方法に依る第1回国勢調査結果の概観」を刊行

1924年7月
各省統計主任との協議により統計編纂に用いる道府県の配列順を定める

1924年10月
内務省、関東大震災により1年延期された労働統計実地調査を開始

1924年12月
統計局（内閣の外局）、再び内閣統計局となる

1925年4月
内務省から労働統計実地調査、職工賃銀毎月調査、鉱夫賃銀毎月調査及び公設市場小売価格調査を引き継ぐ

1925年5月
内閣統計展覧会を開催

1925年10月
第2回国勢調査及び失業統計調査を実施

1926年6月
「労働統計要覧」を創刊

1926年9月
大正15年家計調査を実施。また、附帯して栄養調査を実施

1926年12月
「現行統計法規類抄」を刊行

国勢院第一部

臨時国勢調査局

国勢調査評議会（内閣）

中央統計委員会（内閣）

統計局（内閣の外局）

内閣統計局